

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習のお知らせ

この講習は電子制御装置整備に係る自動車特定整備事業の認証を受けた事業場又は新たに認証を受ける予定の事業場の整備主任者として選任される予定の者に対し、電子制御装置整備に必要な知識を習得することを目的としています。

なお、本講習を修了した者は、他の事業場において新たに整備主任者として選任される場合であっても再受講は必要ありません。

1. 受講対象者

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規程する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者で本講習を修了していない者。

一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級自動車シャシ整備士、二級二輪自動車整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 実施日及び実施場所

令和5年7月11日（火）

職業訓練センター 秋田市向浜一丁目2-1 TEL:018-824-2548

3. 受講申込み方法

以下の書類に必要な事項を記載のうえ、秋田県自動車整備振興会事務局へ提出し申込みください。

なお、費用や申込み方法等の詳細については6. のお問い合わせ先までお願いいたします。

- ① 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書（様式第1号） 【Word】 【PDF】
- ② 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票（修了証） 【Word】 【PDF】
- ③ 整備士合格証書（写）又は事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面（整備主任者選任届（写））

4. 講習日程

- ① 午前の部 ※実習講習から受取る方。

9:00 ~ 9:30 午前の部受付（実習、学科及び試問を受講する方。）

9:30 ~ 12:30 電子制御装置整備に関する実習講習（エーミング作業等）

- ② 午後の部 ※学科講習及び試問から受講する方。

13:00 ~ 13:30 午後の部受付（学科及び試問を受講する方。）

13:30 ~ 15:00 電子制御装置整備に関する法令講習

15:10 ~ 15:20 試問諸注意

15:20 ~ 15:50 修了試問（※学科、実技の両方を受講済みの方へ試問実施）

5. 修了基準

4. の試問の結果、正答率80%以上の者を講習修了者とし、後日、修了証を交付します。

※試問の不合格となった場合、一度だけ「再試問」を受けることができます。「再試問」で不合格となった場合、「実習」及び「学科」を再度受講する必要がありますのでご注意ください。

6. お問い合わせ先

一般社団法人秋田県自動車整備振興会

〒010-0962 秋田県秋田市八橋大畑二丁目12番63号

TEL: 018-823-6546 FAX: 018-863-4603